

## 職員の懲戒処分について

職員の不祥事案について、当該職員に対し、以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様には深くお詫びし、不祥事の再発防止に向け、より一層、職員の服務規律の確保に努めます。

### 1 地方公務員法に基づく懲戒処分

事案	処分内容	被処分者	概要	処分根拠
(1)	減給 10分の1 1月	中区役所 課長補佐級 (※1) (56歳)	当時の課長級職員として適切な事務処理を指揮監督すべき立場であったにもかかわらず、生活保護費の支給過程に瑕疵がある状態で支給する等の不適切な対応が複数確認された。そのうち、生活保護費（技能修得費）の支給については、背任容疑で書類送検され、不起訴処分になったもの。	地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当
(2)	停職 1月	中区役所 中保健福祉 総合センター 係長級 (※2) (45歳)	生活保護費の支給過程に瑕疵がある状態で支給する等の不適切な対応が複数確認された。そのうち、生活保護費（技能修得費）の支給については、背任容疑で書類送検され、不起訴処分になったもの。 また、生活保護受給者への暴行容疑でも書類送検され、不適切な対応や暴行があった事が判明したものの。なお、暴行容疑については略式命令により、罰金15万円が科された。	地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当
(3)	免職	中区役所 係長級 (52歳)	生活保護費の支給過程に瑕疵がある状態で支給する等の不適切な対応が複数確認された。そのうち、生活保護費（技能修得費）の支給については、背任容疑で書類送検され、略式命令により、罰金30万円が科された。 また、生活保護受給者の個人情報をも漏洩する等の不適切な対応が散見された。 さらに、勤務時間中に庁内端末で私文書の作成をする等の行為も確認され、計211時間50分職務専念義務違反と判断される行為を繰り返していた。	地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当

(4)	停職 3月	中区役所 中保健福祉 総合センター (26歳)	生活保護費の支給過程に瑕疵がある状態で支給する等の不適切な対応が複数確認された。そのうち、生活保護費（技能修得費）の支給については、背任容疑で書類送検され、不起訴処分になったもの。 また、生活保護受給者間の暴行を目撃したにも関わらず警察への通報をしなかったこと等の不適切な対応があった事が確認された。	地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当
-----	----------	----------------------------------	---	---

※1 課長級から課長補佐級へ希望降任

※2 課長補佐級から係長級へ希望降任

## 2 服務上の措置

上記の事案に関し、元部長級職員1名に対し厳重注意を行った。

## 3 処分日

令和6年3月26日

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：総務局 人事部 人事課 電 話：072-228-7907 ファックス：072-228-8823
----------------------------	---